

「金融商品の販売に関する法律」の施行に伴う 重要事項の説明及び勧誘方針に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合における金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）により義務付けられた重要事項の説明及び勧誘方針の策定・公表について必要な事項を定め、金融商品販売法の適正な運用を行うことを目的とする。

(重要事項の説明)

第2条 共済事業の組合員に対する重要事項の説明は、別紙1により行い、説明後説明を受けたことの確認印をお願いし、組合に保管するものとする。

2 前項の説明は、組合員に対し、共済関係が成立するまでに行うものとする。

(勧誘方針の策定)

第3条 勧誘方針については、別紙2のとおり定める。

2 勧誘方針を書面とする場合は、文字の大きさを15ポイント以上とするものとする。

(勧誘方針の公表)

第4条 前条の方針については、定款で定める公告の方法により公表するものとする。

なお、センターにおいても掲示板による掲示又は閲覧に供するために備え置くものとする。

2 前項の公表の内容は、広報紙等を通じ、組合員に通知するものとする。

(改正手続)

第5条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

(実施期日)

この規則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

この規則は、平成21年5月1日から適用する。

「重要事項」のお知らせ（ご説明）

「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日から施行されました。

この法律では、金融商品を販売する販売業者に対し、顧客への重要事項（例えば、金融商品販売会社が財務状況によっては、破綻等するかもしれないことや、契約保険金の満額支払いができなくなるなど。）の説明責任を課し、お客様からはこのことをあらかじめ了承いただいた上で、契約等することの説明を義務づけ、求めたものです。

これらのことと同様に、農業共済組合に対しましても説明義務が課せられたところ

です。つきましては、農業共済にご加入いただきます際、共済金等のお支払い金額が削減されることもある、とお含みおきくださるようお願い申し上げます。このことが「金融商品の販売等に関する法律」で義務づける「重要事項」になっておりますことも、併せてご承知おき願います。

当組合は今後とも、農業災害補償法並びに組合定款を遵守し、組合の最高意志決定機関であります、総代会のご意向に沿い、農業共済事業の遂行につとめ、組合員に役立つ制度の運営につとめてまいりますので、今後とも一層のご支援、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、このことについてご不明な点がございましたら、総務部、第1事業部及び第2事業部へお問い合わせ願います。

記

新潟中央農業共済組合

新潟市江南区和田字下通635番地1

総務部 TEL 025 - 282 - 9292

第1事業部 TEL 025 - 282 - 9293

第2事業部 TEL 025 - 282 - 9296

勧誘方針

当農業共済組合は、農業災害補償法に基づき農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として各種の共済事業を実施しております。

これら事業の推進に当たっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

- 1 農業災害補償法、金融商品の販売等に関する法律及びその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
- 2 組合員の皆さまの知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
- 3 組合員の皆さまに共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 4 組合員の皆さまに対する事業推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
- 5 共済事故が発生した場合には、迅速かつ的確な損害評価及び共済金の支払いを行います。
- 6 組合員の皆さまに対し、より適切な事業推進が行えるよう、役員等研修の充実に努めます。

新潟中央農業共済組合